

保育所等訪問料金表

単位：円/日

障害給付費対象分		
費 目		
①	保育所等訪問支援給付費（日単位）	10,710
障害給付費加算対象分		
②	福祉・介護職員等処遇改善加算（月単位）	所定単位数に加算率(12.9%)を乗じた単位数
①+②＝（イ）		
（イ）×10/100＝（ロ）		

初回加算※	2,000
児童発達管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに※同行した場合に加算します	
利用者負担上限額管理加算（月1回）※	1,500

※利用者負担上限額管理加算は、一か月あたりの定率負担額が負担上限月額を超過することが予測される場合、利用者負担の上限額の管理が必要になります。その場合サービス事業者が利用者負担上限額管理者となって、支給決定障害者等の利用者負担額の上限額管理事務を行う際に算定します。主に、複数のサービスを利用する時に必要となる上限管理ですが、それを管理する『上限管理事業所』には優先順位があります。 ※負担上限月額が0円となるご利用者様の場合は、上限管理が発生しなくなりますので、上限管理加算算定の対象者外となります

